

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素は多気町の税務行政に格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、個人や法人で事業を営んでいる方がその事業に用いるために所有する資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、所在地の市町村長に申告していただくことになります。

つきましては、該当資産がある方は正しく申告していただきますようお願ひいたします。（※提出時には本人確認及び個人番号を確認できる書類を添付又は掲示してください）

○申告していただく方

令和8年1月1日現在、多気町内に事業用償却資産を所有する個人又は法人。

○申告期限 令和8年2月2日（月）

○申告の方法

昨年度に申告されている方

増加・減少した資産を記入・削除（二重線）して提出してください。所有する資産に変更が無い場合は、償却資産申告書の備考欄の『□無し』の欄にチェックして提出してください。なお、増減が無い場合でも申告書は必ず提出してください。

初めて申告される方及び企業電算処理により申告される方

必要事項をすべて記入し、令和8年1月1日現在多気町内に所有する全資産を申告してください。

廃業・解散等の場合

償却資産申告書の備考欄にその旨を記入して提出してください。

インターネット（eLTAX）を利用して申告される方

「eLTAX（エルタックス）」による電子申告を受け付けています。詳しくは eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp>）をご覧ください。

課税標準の特例に該当する資産を取得した場合

償却資産課税標準特例に該当する資産を取得した場合は、課税特例を受ける理由を証明する書類を添付し、「固定資産税特例適用申請書」を提出してください（様式は多気町ホームページにあります）。

※添付書類は、該当資産の説明書・図面・許認可関係書類・工業会証明書等です。

○提出先及びお問い合わせ先

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1600 番地

多気町役場 税務課 資産税係

電話 0598-38-1112

※受付印を押した申告書の控の返送を希望される場合は、必ず返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。令和6年10月1日から郵便料金が変更されていますので、切手の金額にお気を付けてください。

I 償却資産のあらまし

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

1. 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類ごと」に例示すると次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物付属設備を含む)	駐車場の舗装、屋外看板等の広告設備、門、塀、ビニルハウス等 建物付帯設備 1 建物の所有者が取り付けた建物付属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備(これらを特定附帯設備といいます)
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、農業用機械装置等
第3種	船舶	遊覧船、ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車輛及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等、台車等(自動車税・軽自動車税の対象になる車輛等は除きます)
第6種	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンタールームエアコン、金庫、ゲーム機器等

2. 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において事業のために用いることができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますのでご注意ください。

- ①償却済資産(減価償却が終わった資産)
- ②遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ③未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- ④簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ⑤建設仮勘定で経理されている資産
- ⑥決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑦改良費(資本的支出として資産計上された場合は本体とは区分して取扱います)

3. 申告の対象とならない資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
- ②無形固定資産(漁業権、特許権、ソフトウェア等)
- ③リース契約等により借り受けている資産
- ④耐用年数が1年未満又は取得価格が10万未満の償却資産で、税務会計上、固定資産として計上していないもの(少額償却資産)
- ⑤取得価格が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの(一括償却資産)

地方税法(抜粋)(固定資産の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者<中略>は、総務省令の定めるところによって、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

4. 事業別の主な償却資産

償却資産を業種別に例示すると次のとおりです。() 内の数字は各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	事務机・椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、金庫(20) レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、太陽光発電設備(17)、その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房設備(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
小売業	陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒滅菌器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、給排水設備(15)、その他
工場、作業所※	旋盤(10)、プレス機(10)、測定機器(5)、フォークリフト(4)、その他
建設業	ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、大型特殊車両(4又は5)、その他
不動産賃付業	フェンス(10)、緑化施設(植木等)(20)、屋外給排水ガス設備(15)、その他

※業種等により耐用年数が異なる場合があります。

5. 家屋と償却資産の区分について

家屋には電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、これらの設備については、固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産とに区分して課税されます。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産又は業務用の設備等は償却資産として取扱います。詳しくは下記の表を参考にしてください。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

テナント（賃借人）等が自らの事業を営むために取り付けた内装・建具・建築設備等（特定附帯設備）については償却資産として取扱います。

附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分（例示）

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
発電設備		自家用発電設備・受変電設備
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産又は業務用設備
電灯照明設備	屋内証明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備
消火設備	消火栓設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース・ノズル、消火器
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっている設備	左記以外の設備
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（壁掛型）
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等）
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター等	工場用ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置
外構工事		工事一式（門、塀、緑化施設等）

II 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1. 評価額の計算方法

申告いただいた資産について、1件ずつ資産の取得時期、取得価格及び耐用年数に基づき下記の計算式で計算し評価額を算出します。

前年中に取得したもの	取得価格 × (1 - 減価率 $r \times 1/2$)
前年前に取得したもの	前年度評価額 × (1 - 減価率 r)

減価率及び減価残存率表（固定資産評価基準別表第15より抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中	前年前			前年中	前年前			前年中	前年前
		r	取得			r	取得			R	取得
1	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
				12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	:	:	:	:

2. 税額の計算

税額は資産の合計評価額（千円未満切り捨て）に税率（1.4%）をかけて求めます。

ただし、合計評価額が150万円未満の場合は償却資産についての固定資産税は課税されません（免税点）。

例えば… 取得価格 3,000,000円 取得時期 令和6年8月 耐用年数10年の資産の場合

減価残存率 前年中取得のもの 0.897 前年前取得のもの 0.794

令和7年度評価額 3,000,000 × 0.897 = 2,691,000

令和8年度評価額 2,691,000 × 0.794 = 2,136,654

令和8年度税額

2,136,000 × 1.4% = 29,900円

3. 納期

年税額は年4回（5月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただくことになります。

4. 適正な申告がない場合

正当な理由がなく申告をされなかったり、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条及び第386条の規定により罰金や過料を科されることがあります。

5. 実地調査について

地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査又は固定資産台帳等の郵送による簡易調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。